

公益社団法人自動車技術会 名誉会員規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人自動車技術会定款第6条第1項第4号の名誉会員に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(名誉会員候補者)

第2条 総会において推薦をうける名誉会員の候補者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 会長の職にあった者
- (2) 次条の定めにより選考された者

(選考)

第3条 前条第2号の候補者の選考は、担当理事会において行う。

2 前項の担当理事会は、副会長、会務担当理事及び常務理事をもって構成し、その3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 候補者の選考は、副会長が議長となり、次条の選考基準に基づいて行う。

4 候補者の選考は、出席した者の4分の3以上の賛成を必要とする。

5 副会長は、選考された候補者を会長に報告するものとする。

(選考基準)

第4条 候補者の選考基準は、次のとおりとする。

- (1) その年の3月31日において、会員歴が25年以上であり、かつ年齢が65歳以上の者で、本会の目的達成に多大の貢献があった者又は自動車に係る科学技術に関し顕著な功績があった者
- (2) 本会の目的達成に特に多大の貢献があった者又は自動車に係る科学技術に関し特に顕著な功績があった者

(名誉会員の推薦)

第5条 第2条第1号の候補者は、退任した次の総会において、名誉会員の推薦をうけるものとする。

2 第2条第2号の候補者は、会長が理事会の承認をうけて総会に報告し、名誉会員の推薦をうけるものとする。

3 前項の候補者の選考の経過及びその内容については、発表公表しない。

(名誉会員の待遇及び特典)

第6条 名誉会員に対しては、次の待遇及び特典を与えるものとする。

- (1) 総会において、名誉会員章および記念品を贈呈する。
- (2) 会費を免除する。
- (3) 会誌を贈呈する。
- (4) 大会の懇親会その他これに準ずる会合に招待する。

(処理基準)

第7条 この規則の運営に関し必要な細則については、総務委員会において処理基準を定め、これによるものとする。

(改廃)

第8条 この規則の改廃は、運営企画会議の審議を経て、理事会の議決によらなければならない。

附 則

- 1 この規則は、昭和59年4月1日から施行する。
- 2 名誉会員推薦規則(昭和54年3月16日)は、廃止する。
- 3 第1条、第3条第2項の定款変更による改正は、2000年4月21日から施行する。

- 4 第1条、第6条第4項、第5項の一部改正は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人設立の登記の日から施行する。(2011年4月1日)